（特定ガス導管事業に該当しない導管の要件）

第三条　法第二条第七項の経済産業省令で定める要件に該当する導管は、次に掲げる導管とする。

一　メタン以外の成分を主成分とするガスを供給する導管

二　メタンを主成分とするガス（十二A及び十三Aのガスグループ以外のガスグループに属するものに限る。）を供給する導管

三　メタンを主成分とするガス（十二A及び十三Aのガスグループ以外のガスグループに属するものを除く。）を供給する導管であって、次のいずれかに該当するもの

イ　ガスの圧力が〇・五メガパスカル未満の導管

ロ　内径が二百ミリメートル以上であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上の導管であって、製造所又は他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場（以下この号において「製造所等」という。）の構外における総延長が二キロメートルを超えないもの

ハ　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が五メガパスカル以上の導管であって、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えないもの

ニ　内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上五メガパスカル未満の導管であって、製造所等の構外における総延長が十五キロメートルを超えないもの

2　前項各号に掲げる導管以外の導管と一体として運用される導管は、同項各号に掲げる導管に該当しない導管とみなす。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○経済産業省令第六十九号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第十八条第一項ただし書の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十日

経済産業大臣　林　幹雄

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令

電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十八年経済産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（託送供給約款制定不要承認の申請）

第一条の二　改正法附則第十八条第一項ただし書の承認を受けようとする一般ガス事業者（同項本文に規定する一般ガス事業者をいう。）は、様式第一の託送供給約款制定不要承認申請書に託送供給約款を定める必要がないことを説明する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

様式第一を様式第一の二とし、同様式の前に次の一様式を加える。

様式第1（第1条の2関係）

託送供給約款制定不要承認申請書

年　月　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定により、次のとおり託送供給約款を定める必要がないものとして承認を受けたいので申請します。

託送供給約款を定める必要がない理由	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。